

議 長 日程第7「議案第6号松田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第6号松田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成31年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、松田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。本条例改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正によりまして、3%に固定されている災害援護資金の貸付利率につきまして、条例により低い利率で貸し付けが可能となり、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化を図るものでございます。

1枚おめくりください。参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。左側、改正案の第14条でございます。「利率」と、あと「及び保証人」を追加してございます。これまで3%の固定利率を年3%以内で町長が定める率に改正をいたします。また、第2項では、貸し付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない規定でございます。第3項では、貸し付けに対して連帯債務負担の規定でございます。第15条、償還でございますが、これまで年賦償還、半年賦償還に月賦償還を追加する改正でございます。第3項につきましては、字句の整理と引用部分の整理を行っているものでございます。

前のページにお戻りください。附則になります。施行期日、1、この条例は平成31年4月1日から施行する。経過措置、2、この条例による改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例によるでございます。

議

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。
長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第6号松田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。